

令和6年 第10回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年10月4日(金) 午後2時00分～午後2時40分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(32名)

| | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| 1番 伊藤憲生 | 2番 神田春夫 | 3番 伊藤白行 | 4番 飯田直満 |
| 5番 古川 守 | 6番 林 哲也 | 7番 中村 伸 | |
| 9番 牧野友彦 | 10番 加藤 忍 | 11番 寺倉照秋 | 12番 伊藤幸弘 |
| 13番 高木 栄 | 14番 野津憲雄 | 15番 伊藤 豊 | 16番 後藤昌宏 |
| 17番 川瀬明久 | 18番 諏訪博保 | 19番 伊藤正覚 | 20番 岡田郁夫 |
| 21番 菱田一義 | 22番 伊藤宗人 | 23番 瀬古安志 | 24番 堀田勝彦 |
| 25番 服部清和 | | 27番 大橋 功 | 28番 伊藤勝代 |
| | 30番 赤尾浩幸 | 31番 大橋政良 | 32番 加藤和幸 |
| 33番 伊藤幹男 | 34番 松田脩一 | 35番 寺倉百合子 | |

4 欠席した委員(2名)

8番 加賀重彦 26番 荒川逸夫

5 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
- (3) 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第36号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について
- (6) 議案第37号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定について
- (7) その他報告事項

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤 農地係長 川崎

7 その他会議に出席した関係者

農林振興課 安立課長 農林振興課 犬飼主事

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

33番 伊藤幹男 34番 松田脩一

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。8番 加賀委員、26番 荒川委員より欠席の報告を受けております。

本日の出席委員は34名中32名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和6年 第10回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、33番 伊藤委員、34番 松田委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （川崎農地係長）

1ページをご覧ください。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和6年10月4日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

所有権移転案件3件です。受付番号122番

海津町長久保字竹原●●●●番、畑、956㎡。

譲渡人、三重県桑名郡木曾岬町、●●●●。譲受人、愛知県弥富市、●●●●。

申請事由：新規就農

受付番号123番

南濃町羽沢字山田●●●●番、田、1,618㎡。

譲渡人、三重県いなべ市、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大

受付番号124番

南濃町太田字山畑●●●●番、畑、239㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。

申請事由：農業経営拡大

別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号122番の案件について、32番 加藤委員お願いします。

◎32番 加藤委員

受付番号122番の案件については、申請の目的は、新規就農です。

譲渡人は、採草して譲受人に納品していましたが、高齢により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、馬主として採草されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号123番の案件について、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号123番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、相続により取得されましたが、遠方に居住し管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、農業経営を拡大するため、農地を売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号124番の案件について、33番 伊藤委員お願いします。

◎33番 伊藤委員

受付番号124番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲受人は、自宅に隣接する申請地を野菜畑として利用したく、譲渡人と協議が整い売買される

もので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

はい、担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。続きまして、日程第3 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

2ページをご覧ください。

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和6年10月4日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号125番

海津町福岡字村中●●●●番 外1筆、畑、現況 宅地、300㎡。

申請人：海津町、●●●●。 転用目的：一般個人住宅（住宅・車庫）。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。既に東側住宅地と一体利用されていた追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号126番

平田町幡長字村中●●●●番、畑、現況 雑種地、1,198㎡。

申請人：平田町、●●●●・●●●●。 転用目的：一般個人住宅（住宅・物置）。

この案件の農地区分は、住宅の用に供する施設等が連たんである第3種農地であると判断します。既に住宅地として利用されていた追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく被害を

及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号125番を、22番 伊藤委員お願いします。

◎22番 伊藤委員

受付番号125番の案件については、申請の目的は、住宅・車庫です。

申請人は、相続により申請地を取得されましたが、隣接する東側宅地と一体利用して、自宅及び車庫が、平成11年から12年にかけて建てられていた追認案件です。

周囲に農地はなく、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

受付番号126番を、21番 菱田委員お願いします。

◎21番 菱田委員

受付番号126番の案件については、申請の目的は、住宅・物置です。

申請人は、相続により申請地を取得されましたが、祖父により自宅及び物置が、昭和36年から37年にかけて建てられていた追認案件です。

周囲に農地はなく、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。はい、33番 伊藤委員。

◎33番 伊藤委員

事務局にお尋ねしますが、福岡の方も、幡長の方も村中となっています。たまたま、偶然で同じ字名ということでしょうか。それだけ確認です。

◎議 長

はい、事務局。

◎事務局 (川崎農地係長)

ご質問の字村中については、両方とも小字は村中で間違いありません。

◎議 長

その他ございませんか。質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 31名】

◎議長

挙手多数ですので、議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第4 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、と関連がありますので、日程第5 議案第36号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について、を併せて議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

3ページをご覧ください。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和6年10月4日提出 海津市農業委員長 神田春夫

所有権移転案件 5件、賃貸借案件 1件です。受付番号127番

南濃町志津字大藪●●●●番 外1筆、田、現況畑、63.74㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：安八郡輪之内町、株式会社 ●●●●。

転用目的：鉄骨建築工事業 工場敷地

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、隣地境界には柵板を施工され、被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号128番 南濃町志津字大藪●●●●番、田、現況畑、49㎡。

譲渡人：安八郡輪之内町、●●●●。譲受人：南濃町、●●●●。転用目的：貸資材置場

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、南側・西側の申請人の農地以外はなく、被害を及ぼすことは無いと思われま

なお、この案件は議案第36号と関連しますので、併せて説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

議案第36号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について

農地転用許可後の事業計画変更の承認申請があったので意見を求める。

令和6年10月4日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号133番、土地の表示などは、先ほどの説明のとおりです。令和元年8月30日に、資材置場として転用許可を得ておりますが、隣接する工場敷地との一体利用が容易でなく事業遂行が困難となっていました。承継人は、本人が経営する土木工事業の会社に使用貸借にて貸資材置場とされるもので、申請人及び転用目的を変更する案件となります。

戻りまして、3ページ。受付番号129番

南濃町羽沢字川原●●●●番、畑、現況 雑種地、451㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：愛知県愛西市、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。既に、埋立てされて駐車場として利用されていた追認案件となり、被害防除では、西側に農地がありますが、境界にコンクリートブロック擁壁を施工され被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号130番 南濃町羽沢字川原●●●●番、畑、513㎡。

譲渡人：各務原市、●●●●・●●●●。譲受人：南濃町、●●●●・●●●●。

転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、住宅の用に供する施設等が連たんである第3種農地であると判断します。被害防除では、周囲に農地はなく被害を及ぼすことは無いと思われます。

4ページをご覧ください。受付番号131番

南濃町上野河戸字堂島●●●●番 外1筆、畑、1,402㎡。

譲渡人：南濃町、●●●● 外1名。譲受人：広島県広島市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

賃借権案件です。受付番号132番 平田町土倉字江東●●●●番、田、72㎡。

賃貸人：羽島市、●●●●。賃借人：平田町、株式会社 ●●●●。

転用目的：運送業 駐車場

この案件の農地区分は 概ね10ha以上の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、既存施設の拡張に該当するものであると判断します。被害防除では、周囲に申請人の農地以外はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号127番・128番及び関連があります事業計画変更の133番を、14番 野津委員お願いします。

◎14番 野津委員

受付番号127番の案件については、申請の目的は、工場敷地です。

譲受人は、申請地西側で鉄骨建築工事業を営み、利便性向上のため、隣接の宅地と交換により取得されるもので、問題ないと判断しました。

次に、受付番号128番及び133番の案件については、申請の目的は、貸資材置場です。

譲渡人は、資材置場として転用許可を得ましたが、事業遂行が困難となり、承継人は、隣接地で、土木工事業を営んでおり、その会社に資材置場として貸されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号129番・130番及び131番を、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号129番及び130番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

両案件とも、譲受人は、現在、借家に居住していますが手狭になったことから、売買にて取得し、新築されるもので、問題ないと判断しました。

次に、受付番号131番の案件は、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は、農地の維持管理に苦心し、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号132番を、3番 伊藤委員お願いします。

◎3番 伊藤委員

受付番号132番の案件については、申請の目的は、駐車場です。

賃借人は、申請地西側にて運送業を営み、業務増加に伴いトラック駐車場の拡張のため、賃借されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。はい。中村委員。

◎7番 中村委員

131番の株式会社●●●●の太陽光発電の件ですけど、これは発電量というのは50kW以上相当しているかと思いますが、電気事業法第38条第3項に規定する事業用電気工作物の設置になるのですが、海津市としては、こういう太陽光発電50kW以上について、どのような書類の提出を求めているのでしょうか。

◎議 長

はい、事務局。

◎事務局 (川崎農地係長)

申請にあたって、中電からの接続の関係の書類等、回答があるのかの書類を提出いただいております、その事業として問題はないと判断しております。

◎7番 中村委員

お伺いしているのは、ここの131番の1,402㎡で、どれだけの電気量を出されるか。今言いましたように、50kW以上は電気事業法の38条に規定することですので、別の申請書類が必要になってくるはずですよ。この太陽光発電というのは、農業委員会に出す書類以外に、市へ他の書類申請はあるのですか。

◎議 長

はい、事務局。

◎事務局 (川崎農地係長)

農地法の審査の中で、先ほどいわれる電気事業法の申請に関しては、そこまで審査しておりません。中電からの回答書等を求めており、そこは審議の対象になっておらず他法令になりますので、農地法とは違います。申請書添付の契約書によりますと、発電出力としては49.5kWで申請をされています。ですので、50kW未満ということになります。

◎7番 中村委員

大体の概要説明、わかりましたので、また、関連があったら、お伺いすることにしますので、今日はこのぐらいにします。

◎議 長

はい、33番 伊藤委員。

◎33番 伊藤委員

別に131番の事をとやかく言うわけではありませんが、1,402㎡という面積になりますと、他法令といいますと、海津市の宅地開発指導要綱には抵触しないのでしょうか。宅地開発指導要綱が1,000㎡超えると、市の指導要綱に抵触すると思いますがいかがでしょうか。

◎議 長

はい、事務局。

◎事務局 (後藤事務局長)

1,000㎡を超え宅地開発指導要綱の事前協議が必要になるのは、都市計画の課で運用しておりますけれども、太陽光発電設備につきましては建築物に該当しません。ですから建築確認も必要ありませんし、開発にも該当せず、本件は指導要綱からも外れてくると思います。以上です。

◎議 長

よろしいですか。はい。13番 高木委員。

◎13番 高木委員

先ほどの131番の農地になりますが、これは、土については、何も触らずということですか。勾配があると思うのですが、どういう形で整地等をされるのかなと思ひまして確認だけさせてもらいたい。

◎議 長

はい、事務局。

◎事務局 (川崎農地係長)

被害防除計画書を出していただいておりますが、その申請の中で、切り土・盛り土を行わず、造成はないという形で、整地のみとなりますのでよろしくお願いいたします。

◎議 長

その他ございませんか。

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第35号 農地法第5

条の規定による許可申請に対する意見について、及び、議案第36号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は举手願います。

【挙手多数 31名】

◎議長

挙手多数ですので、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、及び、議案第36号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第6 議案第37号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定について、を議題と致します。

農林振興課より担当者が来ておりますので、入室を認めます。

【農林振興課職員 入室】

◎議長

それでは、事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

6ページから10ページをご覧ください。議案第37号

旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定について

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定を諮る。令和6年10月4日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号134番。農地中間管理事業分で、28筆、53,967㎡。畑利用が、設定期間5年の使用貸借、4筆、2,252㎡。水田利用が、設定期間10年の使用貸借、1筆、768㎡。設定期間5年の賃貸借、23筆、1万5千円、50,947㎡の設定となります。なお、借受け見込み者を参考資料として添付しております。

次に、相対分で、30筆、42,336㎡。借受け者は、株式会社●●●●、水田利用で、設定期間11年、1万から2万円の賃貸借の設定となります。以上です。

◎議長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。

【挙手する者なし】

◎議長

ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第37号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定については、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第37号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

【農林振興課職員 退室】

◎議 長

事務局、その他報告事項ありますか。

◎事務局 (川崎農地係長)

農地法第3条の3の相続の関係の届出ですが、19件あり、農業委員会から関係者に受理書を送付しました。以上です。

◎議 長

それでは本日予定の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会 (午後2時40分)

議事録署名者

33 番

34 番

議 長